

参考資料 1

地方公共団体における取組の詳細

1 都道府県における取組の現状

- 男女共同参画に関する推進体制については、全ての都道府県が男女共同参画計画を策定しており、庁内の連絡会議や諮問機関・懇談会等も設置されている。また、全ての都道府県で、審議会等委員への女性の登用の目標値が設定されており、目標の対象である審議会等の委員に占める女性割合は、全国平均で34.5%となっている。目標の対象となっていない審議会等も含む「法律又は政令による審議会等」の女性割合は29.5%となっている（図表24）。
- 都道府県の職員の管理職に占める女性の割合は、一般行政職の全国平均は平成25年度は5.9%となっている（平成16年度は3.6%）。一般行政職の管理職の女性割合が1割を超える都道府県がある一方、2%以下となっている都道府県もあり、都道府県によって差がある（図表25）。女性公務員の採用状況については、平成16年度は17.3%だったところ、平成25年度には24.3%に上昇している。平成25年度に採用者に占める女性割合が30%を超えているのは11都道府県となっている（図表25）。女性公務員の採用・登用のための措置としては、採用目標の設定を行っているのは32都道府県（警察本部のみで実施を除く）、管理職登用の目標を設定しているのは20都道府県となっている（図表26）。
- 都道府県の男女共同参画に関する事務を所管する組織の担当職員数は平均で6.7人（平成25年度）となっている。担当職員が17人というところがある一方、2都道府県は2人となっている。都道府県の約3割が4人以下となっている（図表27）。平成16年度からの推移を見ると、この10年で担当職員数は減少している（図表28）。
- 宮城県、山口県を除く都道府県が男女共同参画センターを設置している。職員数の全国平均は、常勤7.7人、非常勤8.9人となっている（図表29）。平成25年度、地域経済の活性化に向けた女性の活躍推進について取組を実施している都道府県のセンターは45施設中35施設となっている（1都道府県内に複数の施設がある場合も1施設としている）。男女共同参画課以外の部局と連携したところは18施設、商工会議所等の地域経済団体は19施設、労働局（ハローワーク等）は12施設となっている（図表30）。都道府県の男女共同参画センターの平均予算額は年々減額傾向にある（図表31）。
- 市区町村との連携については、都道府県内の市区町村の担当者連絡会議を開催しているのは42都道府県、市区町村職員研修会を開催しているのは38都道府県となっている（図表32）。市区町村を対象に男女共同参画計画の策定に向けた支援を行っているのは35都道府県で、過去に行っていたが現在は行っていない8都道府県を加えると、43都道

府県で計画策定に向けた支援を行っている（図表 33）。

- 平成 25 年度に、男女共同参画担当部局が女性の登用促進に関して連携している先としては、労働局（ハローワーク、雇用均等室）は 36 都道府県、地域経済団体（商工会議所、経営者協会等）は 35 都道府県、同都道府県の経済担当部局は 30 都道府県、同都道府県の子育て支援担当部局は 28 都道府県となっている。経済産業局と連携しているのは 4 都道府県、農林水産団体（J A、漁業協同組合等）は 15 都道府県となっている。7 都道府県は、どことも連携していない。連携したいができていない相手としては、12 都道府県が地域経済団体を挙げており、最も多い。次いで、6 都道府県が、経済産業局と地域金融機関（銀行協会等）を挙げている（図表 34）。
- 男女共同参画を推進している企業の登録、認定・認証制度があるのは 36 都道府県、企業の表彰制度があるのは 25 都道府県となっている。登録、認定・認証、表彰制度を行っている 41 都道府県について見ると、それぞれの基準として、女性の登用促進に係る項目（役員・管理職に占める女性割合に関する項目及び役員や管理職への女性の登用促進のための取組）と、両立支援に係る項目（次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定、国の認定（「くるみん」取得）及び仕事と子育て等を両立するための取組（法定以上の育児休業制度等））に分けて見ると、41 都道府県中 14 都道府県は、両立支援に係る項目のみとなっており、女性の登用促進に係る項目を設定しているところは少ない（図表 35）。
- 公共工事や物品購入の競争参加資格審査、総合評価落札方式の一般競争入札のいずれかにおいて、男女共同参画等の項目を設定しているのは、32 都道府県となっている。項目の具体的な内容について、32 都道府県中 25 都道府県が両立支援に係る項目のみとなっており、女性の登用促進に係る項目を設定しているのは 7 都道府県となっている（図表 36）。
- 企業における役員や管理職への女性の登用等を促進するための取組として、女性の再就職を支援するセミナーは 34 都道府県で実施している。女性の継続就業を支援するためのセミナーは 24 都道府県、これから企業の管理職となる女性を対象としたセミナーは 21 都道府県となっており、企業の女性管理職を対象としたセミナーは 6 都道府県が実施している。地域の働く女性を対象とするメンター制度や起業の女性活躍の現状・取組の「見える化」を行っている都道府県は少ない（図表 37）。
- 女性による起業・創業の支援については、起業を希望する女性を対象としたセミナーは 25 都道府県が実施しており、起業を希望する女性を対象とした相談窓口の設置は 18 都道府県、女性起業家の交流機会の提供は 13 都道府県となっている。起業後の女性起業

家を対象とする相談窓口の設置は8都道府県と少ない（図表38）。

- 経済団体、行政、関係団体等が連携し、女性の活躍を推進する体制については、15都道府県があると回答し、「現在はないが、今後検討する」は21都道府県となっている（図表39）。
- 企業等における役員や管理職への女性の登用促進、女性の再就職支援、女性による起業・創業の支援等、女性の登用促進等に向けた取組について、現在「積極的に取り組んでいる」と回答した都道府県は18都道府県で、10都道府県は「取り組んでいない」と回答している。今後については、33都道府県が「積極的に取り組む」と回答している（図表40）。

2 市区町村における取組の現状

- 市区町村において、男女共同参画計画を策定しているのは70.3%（市区95.1%、町村48.7%）となっている。人口規模別に見ると、人口5万人以上ではほとんど策定済みだが、人口1万人以上5万人未満では78.0%、人口1万人未満では27.7%となっている（図表41）。
- 男女共同参画に関する推進体制として、庁内の連絡会議を設置しているのは50.7%（市区82.8%、町村22.8%）、諮問機関・懇談会等を設置しているのは54.2%（市区83.7%、町村28.5%）となっている（図表42）。男女共同参画計画の策定の有無別に見ると、計画を策定している町村では半数で庁内の連絡会議、諮問機関・懇談会等を設置しているが、計画を策定していない町村ではほとんど設置していない（図表43）。
- 市区町村の男女共同参画担当課（室）のうち、男女共同参画、女性等を名称に冠し、男女共同参画に関する事務を所掌しているところは14.0%（市区28.3%、町村1.5%）で、所掌事務の一部として男女共同参画を担当している（例えば、総務課等に担当窓口となる職員が配置されているなど）ところが町村ではほとんどとなっている（図表44）。
- 審議会等委員への女性の登用の目標値を設定している市区町村は59.2%（市区90.3%、町村32.2%）となっており、目標の対象である審議会等の委員に占める女性割合は、全国平均で26.8%となっている。法令等により設置された審議会等の委員に占める女性割合について見ると、15%未満の市区町村は18.3%（市区3.6%、町村31.1%）となっている（図表45）。男女共同参画計画の策定の有無別で見ると、計画を策定している町村の約4割が、審議会等委員への女性の登用目標を設定している一方、策定していない町村では91.3%が目標設定をしていない（図表46）。
- 市区町村の職員の管理職に占める割合は、全国平均12.2%（市区12.4%、町村11.4%）

となっているが、市区の3.9%、町村の33.7%に女性の管理職がない（図表48）。女性の採用・登用拡大のための措置として、女性の管理職登用目標の設定を行っているところは20.2%（市区31.3%、町村7.6%）で、65.3%（市区49.5%、町村83.3%）は「特になし」と回答している（図表49）。

- 男女共同参画の推進についての現状として、「推進体制が整備されている」と回答した市区は68.4%に対し、町村では20.6%となっている。町村の34.1%が「特になし」と回答している（図表51）。男女共同参画計画を策定している町村では38.7%が整備されていると回答しているのに対し、策定していない町村では2.3%となっている（図表58）。
- 公共調達における男女共同参画等に係る項目の設定、男女共同参画等を推進している企業への表彰、認証制度、協定等の取組を行っている市区町村は少ない。男女共同参画や次世代育成支援（又は仕事と生活の調和）を推進している企業への入札加点を行っている町村は3町村、男女共同参画を推進している企業の表彰を行っている町村も3町村と、町村での取組はほとんどない（図表52）。公共調達における男女共同参画等の項目を設定している市区町村では、半数近くが都道府県の制度を準用している（図表53）。
- 男女共同参画計画を策定したことにより促進されたこととしては、「施策の推進に関する具体的な目標（値）が設定された」（65.3%（市区69.3%、町村56.5%））、「男女共同参画推進の進捗状況が明らかとなった」（58.5%（市区65.8%、町村42.8%））、「推進体制が整備された」（53.9%（市区59.2%、町村42.5%））が多くなっている。町村では、市区に比べ、「住民の参画が進んだ」（12.6%（市区9.4%、町村19.5%））と回答したところも多くなっている（図表54）。
- 男女共同参画計画を策定している市区町村のうち、女性の継続就業や再就職に関する支援を計画に盛り込んでいるのは67.3%（市区73.8%、町村53.4%）、女性の起業・創業に関する支援は49.0%（市区56.5%、町村32.9%）となっている（図表55）。
- 男女共同参画計画を策定・改定していない理由として、「担当者が業務を兼務しており、時間がない」という回答が41.6%（市区48.0%、町村40.5%）で最も多く、次いで「住民からの要望がない」が33.1%（市区12.0%、町村34.8%）となっている（図表56）。
- 男女共同参画計画を策定していない市区町村の半数以上が、計画を策定・改定するには、「住民の参画促進」や「関係部局の理解」が重要だと回答している（図表57）。
- 男女共同参画センターを設置している市区町村は19.1%（市区34.2%、町村1.9%）となっており、ほとんどの町村に設置されていない（図表59）。職員数は、常勤4.2人（市区4.3人、町村2.1人）、非常勤3.7人（市区3.8人、町村1.3人）となっている（図表60）。予算額は、政令指定都市とそれ以外の市区町村では大きく異なっている（図表61）。

参考資料2

自治体の男女共同参画計画悉皆調査について

平成 26 年 3 月
内閣府男女共同参画局

1 調査の方法

(1) 目的

男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会における検討に資するため、自治体の男女共同参画計画を悉皆調査し、地域活性化と男女共同参画の推進に関する重点課題及び課題解決のための手法、取組について分析・検討する。

(2) 期間

平成 25 年 8 月～平成 26 年 2 月

(3) 対象

市区町村の男女共同参画計画（1232 件（市区 783 件、町村 449 件））及び都道府県の男女共同参画基本計画（47 件）

(4) 方法

- 平成 25 年度に実施されている市区町村の男女共同参画計画を収集し、地域経済の活性化と男女共同参画推進の視点から分析（※）。参考として、各都道府県の男女共同参画基本計画を収集し、分析。

※計画期間終了後も引き続き取り組まれている計画（22 件）を含む。

- このうち、428 件（市区 321 件、町村 107 件）について、ウェブサイトによる補充調査を実施し、実施状況を確認。
- 補充調査及びアンケート調査の自由記述に基づき、事業の内容や実施に関して工夫が見られる団体について、訪問及び電話による聞き取り調査を実施（22 件。うち、市区 20 件、町 2 件）。

(5) 分析・検討の視点

- ① 地域経済の活性化に向けて、男女共同参画の果たしうる役割
 - ・女性のエンパワーメント支援、独自の企業認証・表彰制度、公共調達
 - ・上記以外の企業内の取組の「見える化」支援等
 - ・起業支援
- ② 防災の分野における、男女共同参画の果たし得る役割
 - ・具体的な手法

- ③ その他の分野における、男女共同参画の果たし得る役割
 - ・観光、文化、スポーツ、地域おこしイベントに関する地域活動、外国人来訪者（観光国際化）への対応活動
 - ・まちづくり、地域の環境保全活動
 - ・障害者、高齢者等マイノリティ女性の活躍支援
- ④ 地域活性化における男女共同参画の推進に関して、現行計画において新規又は重点的に導入された課題

(6) 調査協力者

湯村奈保子氏（お茶の水女子大学人間文化創成科学研究科博士前期課程）

2 計画調査及び補充調査の結果

(1) 計画の策定、担当部局

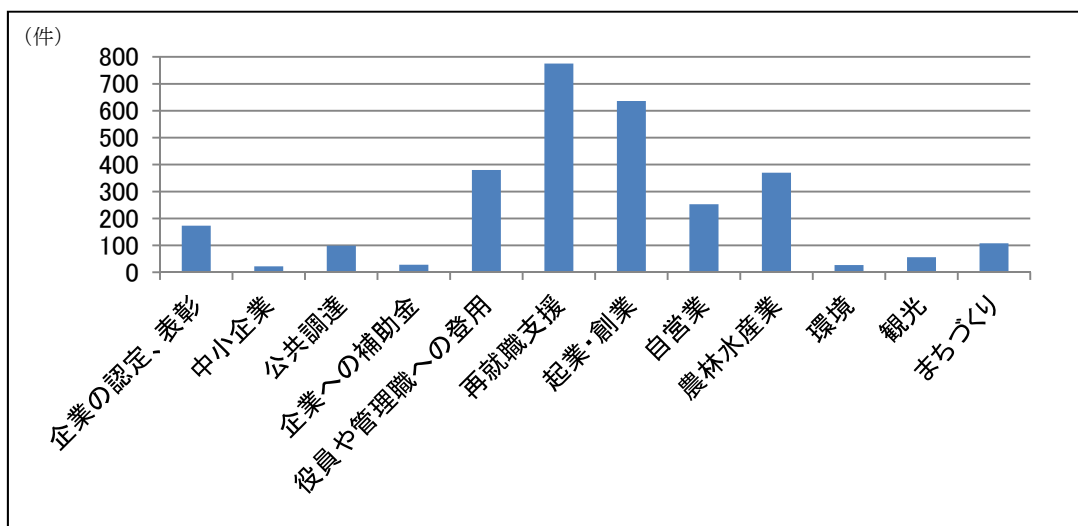
- 自治体の計画策定状況は、毎年、「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」として調査され、把握されている。今回の悉皆調査により、同調査では把握できなかった、計画期間終了後も次の計画に改訂されるまで引き続き取り組まれている計画が顕在化した（22件）。
- 計画の分量は自治体によりばらつきがある。電子化されている計画は7～8割である。
- 多くの自治体では、①計画についての基本的考え方を明確にし、②地域内の男女共同参画社会の形成に促進に関する施策に関する現状と問題点を十分把握・評価し、③基本的考え方に照らして、何が欠けているのか、何が今後必要であるのか、課題を整理・分析した上で、④住民に分かりやすく、かつ、効果的な推進が図られる施策の体系化を工夫して、計画が策定されている。これは、『市町村における計画策定の手引き』（内閣府男女共同参画局、平成13年）の提言に沿ったものであり、計画策定の手法として定着していることが明らかとなった。また、②の計画策定にあたって調査が実施されることにより、計画の策定は、地域の男女共同参画についての現状を明らかにする上でも有用な手法といえるだろう。
- 計画に盛り込まれた事業の実施・進捗状況を報告書にまとめて公表する自治体も見受けられる。先述の『手引き』の提言にある⑤具体的な目標設置と、その実現のための方策を明らかにする、という段階に進みつつあるといえるだろう。
- 事業の実施担当部局が明記された計画によると、担当部局は、男女共同参画、商工・産業経済、農林水産業、契約、建設、環境、観光等、多岐に渡るため、計画に盛り込まれた事業を実施するには、男女共同参画担当単独では限界があり、その他の部局と

の連携がカギになる。なお、本調査の対象では、教育委員会が担当する事業はほぼ見当たらない。

(2) 取組の内容

- 事業の内容は、自治体間ではほぼ平準化している。ユニークな問題提起よりは、実直に政策を実行することに力点が置かれているようである。
- 計画に盛り込まれた事業の多くは啓発であるが、なかでも、事業所に関しては、男女雇用機会均等の推進、セクシュアル・ハラスメントへの対応、ワーク・ライフ・バランス等が、農業分野に関しては、家族経営協定の締結促進が、ほぼ計画に盛り込まれている。
- 地域経済の活性化と男女共同参画の推進に関しては、(1) 事業所や就業に関する男女共同参画促進の支援として、①企業の認定・表彰、②中小企業の取組への支援、③公共調達、④企業への補助金や、融資、専門家派遣等、⑤女性の役員や管理職への登用拡大に向けた働きかけ、⑥再就職、チャレンジ支援、(2) 地域経済活性化における女性の活躍支援として、⑦起業・創業に関する支援、資金調達や経営ノウハウ提供、⑧自営業者への取組への支援、⑨農林水産業における取組への支援、(3) 地域活性化として、⑩環境、⑪観光、⑫まちづくり等の事業が自治体計画に盛り込まれている。(図表1)

(図表1) 計画に盛り込まれた地域経済の活性化と男女共同参画に関する取組件数



(内訳)

取組	企業の認定・表彰	中小企業	公共調達	企業への補助金	役員や管理職への登用	再就職支援	起業・創業	自営業	農林水産業	環境	観光	まちづくり
件数	173	22	99	28	380	775	636	253	370	27	56	108
(%)	14.0	1.8	8.0	2.2	30.8	62.9	51.6	20.5	30.0	2.2	4.5	8.8

※ うち、国や都道府県との連携を通じた取組

認定・表彰:
・WLB: 38 件
・男女共同参画促進: 53 件

公共調達:
20 件

再就職支援:
74 件

起業支援(融資):
14 件

起業支援(情報提供):
78 件

農業・自営業の女性支援:
27 件

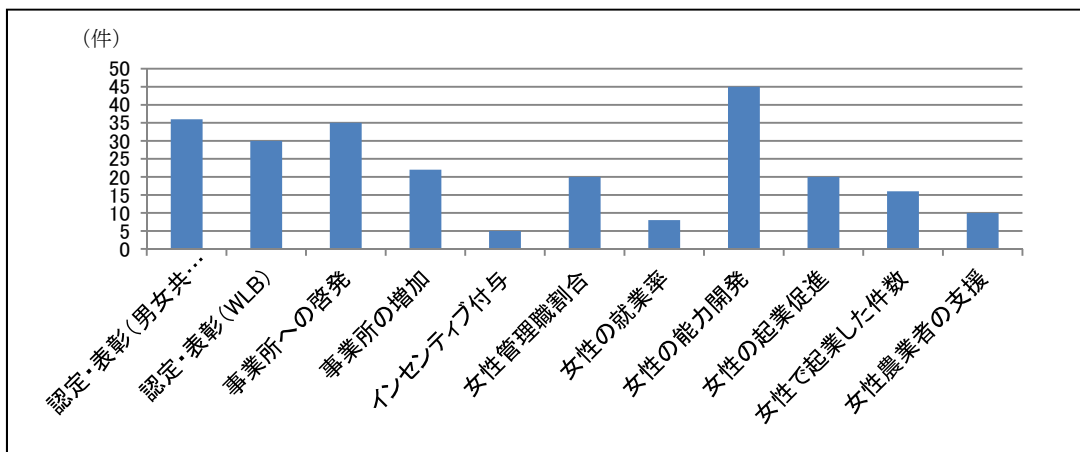
- 再就職支援や起業・創業支援に関する事業は、半数以上の計画に盛り込まれている。公共調達に関する事業を盛り込んだ計画も 8.0%に上っている。ただし、各地の取組にはばらつきがあり、「啓発を行う」、「検討する」あるいは「努める」という段階であることが多い。
- 事業所へのインセンティブ付与は、ワーク・ライフ・バランスや次世代育成支援に積極的な企業を優遇の対象としていることが多い。他方、都道府県や市区町村が指定する男女共同参画に関する研修を受講した事業所に対して加点する自治体もある。
- 自営業者については、農業における「家族経営協定」のような協定の締結を促進する取組が見られる。
- 女性の経済的エンパワーメントを直接支援する事業としては、女性の能力開発を通じた再就職やチャレンジ支援、起業支援に取り組みられている。前者では、子育てを理由に退職した女性を対象とした講座の開催やハローワーク等との連携により支援する取組が多くみられる。他方、女性が管理職等を目指すといった活躍促進や、それに向けた学校でのキャリア教育の取組はほぼ見当たらない。また、新卒や第2新卒といった若い女性の就職支援もほぼ見当たらない。

- 観光、文化、スポーツ、地域おこしイベントに関する地域活動、まちづくりや地域の環境保全活動については、各々の分野における女性の参画促進という視点は一部に見られるものの、地域活性化と男女共同参画を関連させて促進しようという視点は十分に見えてこない。また、障害をもつ女性や高齢の女性については、福祉的な視点が強く、経済的なエンパワーメント促進という視点への広がりは見受けられない。
- 都道府県の事業と連携して推進する取組も多く見られる。企業の認定・表彰事業は91件（うち、男女共同参画推進は53件、ワーク・ライフ・バランスは38件）、事業所への啓発は89件（うち、男女共同参画推進は69件、ワーク・ライフ・バランスは20件）、公共調達20件、女性の再就職・チャレンジ支援は74件、女性の起業支援は78件、農業及び自営業者支援は27件である。

(3) 数値目標

- 地域経済活性化と男女共同参画に関する事業に関する数値目標は253件設定されている。そのうち半数以上（136件、53.8%）は、ウェブサイトにより進捗状況を公表して「見える化」を進めている。（図表2）
- このうち、男女共同参画に取り組む事業所に対する認定・表彰の件数及び啓発のための講座開催回数については、数値目標を設定して取り組む自治体はある程度見られる。また、市区町村独自に制度を設ける自治体もあるが、都道府県の制度を利用して目標値を設定する自治体もある。

(図表2) 計画に盛り込まれた地域活性化と男女共同参画に関する数値目標の件数



(内訳)

数値目標の内容	認定・表彰された企業の件数		事業所への啓発の回数	取り組む事業所の増加	事業所へのインセンティブ付与	事業所の女性の管理職割合	女性の就業率	女性の能力開発	女性の起業促進	女性で起業した件数	女性農業者の支援	合計
	男女共同参画推進	ワーク・ライフ・バランス										
市区	30 ¹	30 ²	31	22	5	19	5	43	20	13	10	228
町村	7 ³	3 ⁴	4	0	0	1	3	3	0	4	0	25
合計	37	33	35	22	5	20	8	46	20	17	10	253
開示	31	12	21	9	1	11	3	25	10	7	6	136

4 検討

- 地域経済活性化と男女共同参画を推進するには、女性の活躍促進がますます重要ではないか。この政策課題に取り組むには、事業も担当者も多岐に渡るため、計画を策定して、自治体のさまざまな部局を巻き込み、庁内において共通認識をもつことが必要ではないか。計画には、啓発とともに、経済的なエンパワーメントをもたらすための具体的な手法を盛り込むことが重要ではないか。具体的には、担当部局及び進捗状況を「見える化」して各自治体のウェブサイトで広く公表することが重要ではないか。その際には、数値目標を設定することも有用ではないか。
- 加えて、地域の事業所との連携した取組がますます必要であり、自治体の産業経済部局との連携の充実が望まれるのではないか。また、業務の効率化、公正な人事評価制度の導入等により業績を良くすることを目的として事業所を支援し、その後に、そうした企業に男女共同参画推進の視点の導入を推進することも一つの手法ではないか。
- 事業所の男女共同参画の推進については、まずはワーク・ライフ・バランス及び次世

¹ このうち、市区町村独自の制度は15件、都道府県の制度を用いているものは15件である。

² このうち、市区町村独自の制度は10件、都道府県の制度を用いているものは13件、国の制度を用いているものは5件、独自の制度を検討するものは2件である。

³ すべて、都道府県の制度を用いている。

⁴ すべて、都道府県の制度を用いている。

代育成の支援事業として取り組まれ、それが浸透した段階で女性の管理職への登用促進といった女性の活躍支援に徐々に移行していくことが目指されているようである。特に、女性の活躍支援は、自治体の担当者は課題意識を持っているが、地域には大きな事業所がない、経済状況が厳しい、固定的な性別役割分担意識が強いといったさまざまな事情により、進みにくいと感じているようである。そうしたカベを克服するには、ワーク・ライフ・バランスや育児・介護支援への取組を取り掛かりにして、女性の活躍促進を推進するための教育や啓発も重要であり、教育委員会との一層の連携の強化が必要ではないか。

- 事業所や、起業・創業を支援する取組の好事例を把握し、発信することが重要ではないか。産業経済及び農業担当部局がすでに女性の起業・創業支援を実施している場合は、男女共同参画担当部局とのより一層の連携強化が必要ではないか。
- 自治体が独自に女性の活躍促進に関する支援事業を立ち上げるには予算や担当者的人数等の制約がある場合は、都道府県と連携して取り組むことも一つの手法ではないか。
- 計画の策定や改訂は、自治体が独自に実施することではあるが、地域活性化に関連する内容においては、先述のとおり庁内の産業経済・農業担当部局、教育委員会との連携体制の強化、国や都道府県の制度の活用が重要であり、この面で国や都道府県からのより一層の支援が必要ではないか。特に、町村で新たに計画を策定する際には、地域活性化と男女共同参画の視点を重視し、担当部局の明確化、連携体制の強化、国や都道府県の制度の活用により推進することが実効性を確保するために重要な要素ではないか。

参考資料3

基本問題・影響調査専門調査会等の開催状況

男女共同参画会議

第42回 平成25年4月26日（金）

- 「男女共同参画会議専門調査会の今後の調査方針について」決定
基本問題・影響調査専門調査会「経済社会の活性化に向けて、地域レベルでの女性の活躍促進が不可欠であることから、地域活性化における男女共同参画の推進について検討を行う。」

基本問題・影響調査専門調査会

第6回 平成25年7月5日（金）

- 今後の検討の進め方について

第7回 平成25年9月19日（木）

- 地方公共団体からのヒアリング（山形県、埼玉県、北海道）

第8回 平成25年10月22日（火）※京都テルサにて開催

- 地方公共団体からのヒアリング（京都府、京都市、京都府舞鶴市）
- 京都ジョブパーク、マザーズジョブカフェ及び京都府男女共同参画センターの視察

第9回 平成25年11月13日（水）

- 有識者からのヒアリング
 - (1) 女性の大活躍推進福岡県会議 松田美幸 福岡地域戦略推進協議会フェロー
 - (2) 独立行政法人国立女性教育会館 内海房子 理事長
- 関係省庁からのヒアリング（経済産業省、農林水産省）

第10回 平成26年1月20日（月）

○市町村計画分析等の中間報告

○報告書の論点整理

第11回 平成26年2月18日（火）

○報告書の骨子について

第12回 平成26年3月6日（木）

○報告書案について

参考資料 4

基本問題・影響調査専門調査会 委員名簿

平成25年5月17日現在
(50音順、敬称略)

※岩田	喜美枝	公益財団法人21世紀職業財団会長
柏木	はるみ	三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」所長
河井	規子	京都府木津川市長
清原	桂子	公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構副理事長
◎※佐藤	博樹	東京大学大学院教授
戸田	善規	兵庫県多可町長
萩原	なつ子	立教大学教授
藻谷	浩介	株式会社日本総合研究所調査部主席研究員
山田	昌弘	中央大学教授

(◎印：会長、※印：男女共同参画会議議員)